

# 防災活動マニュアル



平成 年 月

〇〇〇町自主防災会

## 目次

◇はじめに	-----	1
自治会自主防災会の活動	-----	2
1 自主防災会の役割	-----	2
2 日常における活動	-----	2
3 地震災害発生時の活動	-----	5
4 風水害時の活動	-----	8
5 その他	-----	12

## ◇はじめに

大規模な地震が発生したとき、行政による公的な支援や個人だけではどうにもならないことがあります。自主防災会は、地域住民の生命を守り、被害を最小限にとどめるという使命を果たすために、地域の防災力の向上に努め、災害発生時に効果的な防災活動を行える地域づくりを行わなければなりません。

このマニュアルは、自主防災会がどのように活動していくのか、基本的な活動内容などについてまとめたものです。

今後の自主防災活動をより一層充実させるための参考として御活用いただきますようお願いいたします。

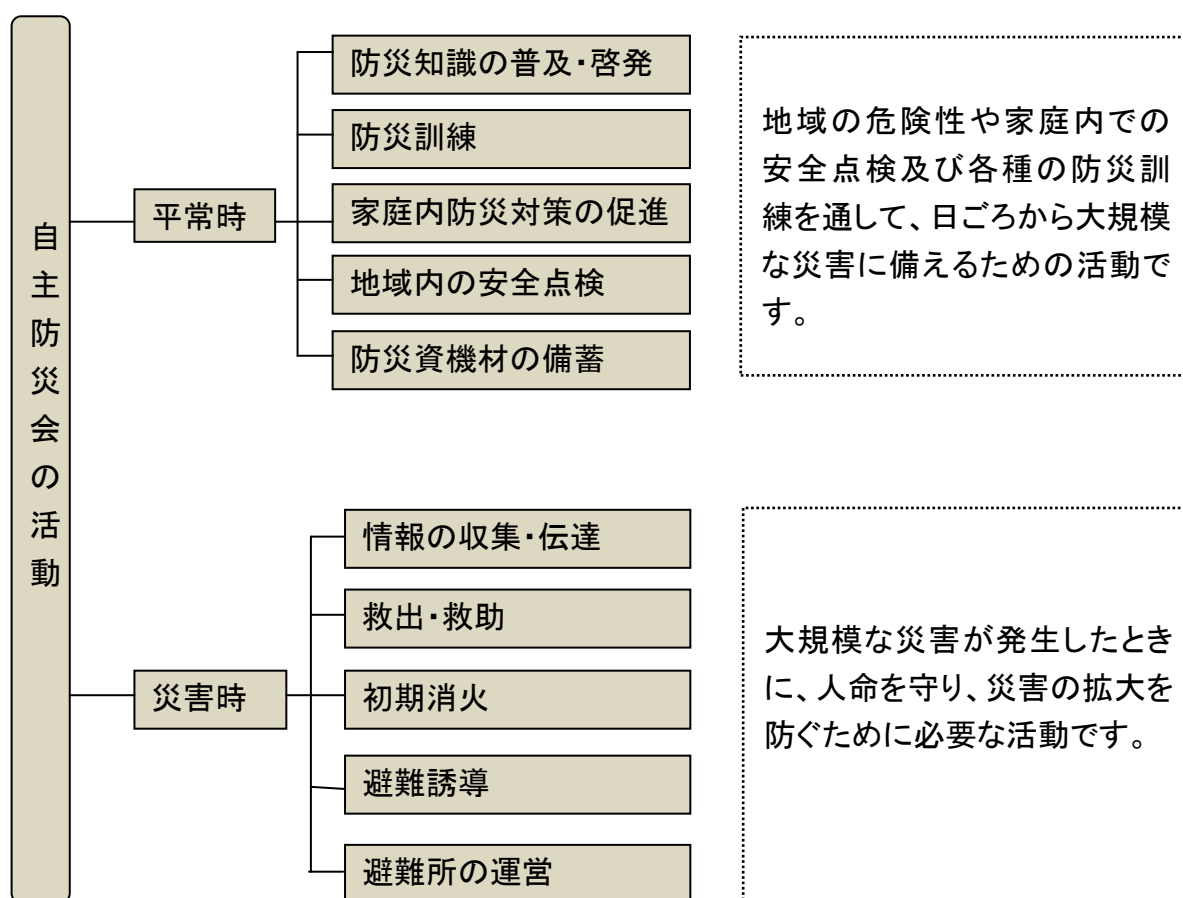
年 月 日

〇〇〇町自主防災会

# 自主防災会の活動

## 1 自主防災会の役割

自主防災会は、日頃から地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、防災資機材の調達等により、災害に対する備えを行います。そして、いざ災害が発生した時は、災害対策本部を立ち上げ、地域住民の防災活動を指揮し、防災関係機関との連携・協力のもとに、被害を最小限にとどめるための重要な役割を担います。



## 2 日常における活動

### (1) 地域住民への防災知識の普及・啓発

災害時に防災組織が効果的に活動し、被害を最小限に止めるには、地域住民全員が防災に関する正しい知識をもっていなければなりません。

そのためには、あらゆる機会を通じて普及・啓発する必要があります。

- 学習会・講演会の開催
- 施設見学会
- チラシ、リーフレットの作成・配布
- 防災訓練の実施

## (2) 防災訓練の実施

実際に災害に直面した時、とっさに適切な行動をとるのは難しいものです。万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるよう、日頃から繰り返し、十分な訓練を積んでおくことが必要です。また、防災訓練は防災意識啓発に効果があります。

① 防災訓練の中で代表的なものは次のとおりです。どの訓練も欠かすことのできないものです。

- 情報収集・伝達訓練
- 消火訓練
- 避難訓練
- 救出・救護訓練
- 給食・給水訓練

② 防災訓練の方法

複数の訓練を取り入れて行う総合訓練と、ひとつの訓練を重点的に行う個別訓練があります。

③ 実施要領の作成

効果のある訓練にするには、目的・実施内容などを明らかにした実施要領を作成することが必要です。

④ 関係機関への協力要請

消防署に依頼し、訓練内容等について指導を受けてください。訓練時の消防署職員による現場での指導、立会いも申請すれば可能です。

## (3) 家庭内防災対策の促進

阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数は家具の転倒によるものでした。地震発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水の救援物資が届かない場合や、断水によりトイレが使用不可になる場合がありますので、各家庭での対策（準備）が重要です。

●家庭内防災対策の項目には次のことがあげられます。

① 家屋の耐震診断と補強

家屋の耐震診断を受け、強度が不足する場合は補強工事が必要です。

② ブロック塀の点検と改修

避難経路や緊急輸送路に面したブロック塀が倒壊した場合、避難が遅れたり、救出活動に支障をきたしますので点検と改修を行うようにしましょう。

③ 家具類の転倒・落下防止

家具や電化製品の転倒等でケガをしないようにしっかり固定しましょう。また、器具は様々なものが市販されていますので、合ったものを購入しましょう。

④ ガラス飛散防止

市販のガラス飛散防止フィルムを貼り付ければ防止できます。特に廊下などは必ず対応するようにしましょう。

⑤ 出火防止

家庭から出火しないように、ストーブ、コンロは対震自動消火装置付きのものを使用し、使用しない時はガスの元栓を閉めておきましょう。また、初期消火のために消火器を用意しておくといいでしょう。風呂の水は貯めておく、消火用水やトイレ用水に使用できます。

⑥ 非常持出品と食料・飲料水の準備

避難時にすぐ持ち出せるように家族の人数に合わせて準備し、持ち出しやすい場所に保管しましょう。

(4) 地域の安全点検と防災マップの作成

災害時の被害を最小限にとどめ、防災活動をスムーズに行うためには、地域の危険場所、危険施設、防災施設などを把握しておくことが大切です。

また、その状況を盛り込んだ防災マップを作成し、地域住民に配布することで、防災意識の向上と安全な避難に役立ちます。

地域内の危険場所、危険施設、防災施設などの把握は、地域状況を良く知っている各班が担当し、本部では各班からの報告をまとめて、町単位の防災マップを作成します。

(5) 防災資機材の備蓄

災害発生時の消火・救助活動や避難生活には、以下のような資機材が必要です。

① 消火活動では、消火器・バケツ など

② 救助活動では、バール・スコップ・ロープ など

③ 避難生活では、発電機・テント・毛布・炊飯器 など

市でも一部備蓄していますが、数量・内容も十分でないので、自主防災会等でも備蓄できれば安心です。

### 3 地震災害発生時の活動

#### (1) 時間的経過に伴う自主防災活動

##### 自主防災組織活動

〈緊急地震速報とは〉

地震はP波と呼ばれる小さな揺れの後、S波と呼ばれる大きな揺れが来ます。緊急地震速報は、このP波をとらえ、地震の規模や震源地を予測し、大きな揺れのS波が来る数秒から数十秒前に発表するものです。気象庁は、震源震度5弱以上と予測された時にテレビ・ラジオ等を通じて発表します。

緊急地震速報



災害発生

防災班活動開始

- 班内の被災状況確認
- 負傷者等の救出
- 初期消火

自主防災会本部の立ち上げ

- 災害応急活動に関する情報の収集・伝達
- 活動班の編成
- 救出救護活動、避難誘導、消火活動

避難所生活援助

- 避難所運営・情報収集等
- ・ 避難所運営班
- 救護班、給食班、衛生班、防犯班

##### 各個人の行動

- 周囲の状況に応じて慌てず身の安全を確保する

- 身を守る

- 揺れがおさまったら火を消す
- 非常脱出口を確保する  
(ドア・窓を開ける)

- 火元の確認 (火が出ていたら初期消火)
- 家族の安全確認
- 靴を履く (ガラスの破片等危険)

- 近所の人は無事か、近所に火が出ていないか確認
- 子ども、高齢者など防災活動に参加しない者を一時避難場所に誘導する

## (2) 自主防災会本部の設置

- 災害の発生または災害が発生する恐れが生じたときは、ただちに自主防災会本部（以下、「本部」という）を立ち上げます。
- 本部の設置場所は〇〇〇とします。（例：自治会館）
- 本部要員は自主防災会の委員があたり、委員はただちに自主防災会本部に集合し、防災活動を行います。
- 被災状況に応じて活動班を設置します。

（例）防火班・救護班・給食班

地震発生数日後には、消火、救出・救護の活動を主体とした班編成から、地域の活動拠点となる避難所を中心にして、地域に残って生活する人（在宅被災者）が相互に協力し合える体制に移行していくことが望まれます。

## (3) 災害応急活動に関する情報の収集と伝達

大規模な災害が発生した場合、自主防災会と市が相互に協力して、迅速な災害対応、救援、生活支援を行う必要があります、それには地域住民の安否と被害状況の早期の把握が必要不可欠です。なお、被災者救出応援依頼の情報は優先的に対処しましょう。

〈情報収集・伝達の留意事項〉

### ●時期に適した報告

第1報は詳しい内容にまで及ばなくても、概要だけ報告し、詳細は第2報以降にするなど、時期に適した報告が大切になります。また、「異常なし」、「被害なし」という情報も重要になります。

### ●事実の確認

災害時には誤った情報が流れがちです。情報源を確認し、確実性の高い情報の収集と伝達を冷静に判断しましょう。数字による情報は、特に確認が必要です。

### ●情報の一元化

自治会内の組織を活用して、組長（班長）がその区域内の被害状況を収集し、さらに、それを自主防災会の情報班が集約して、同一の組織内から矛盾する報告がなされないようチェック体制が必要になります。

- 情報を収集する人は、「いつ、誰（何）が、どこで、どうして、どのように」になっているのか、必ずメモをとるようにし、口頭だけの伝達は避けることが大切です。不確かな情報は、かえって混乱を招いてしまいます。

### 市などからの情報の収集

- ・緊急地震速報：防災行政無線（本市の予測震度が5弱以上）  
テレビ、ラジオ、携帯電話
- ・避難所開設情報：防災行政無線、市ホームページ、広報車  
携帯電話（緊急速報メール、防災情報メール）



- ・避難準備情報：防災行政無線、市ホームページ、広報車  
携帯電話（緊急速報メール、防災情報メール）
- ・避難勧告：防災行政無線、市ホームページ、広報車  
携帯電話（緊急速報メール、防災情報メール）
- ・避難指示：防災行政無線、市ホームページ、広報車  
携帯電話（緊急速報メール、防災情報メール）

#### 防災行政無線

- （１）気象庁の予測震度が本市で震度５弱以上の場合には、緊急地震速報が自動的に放送されます。
- （２）避難所を開設した場合、避難準備情報を発令した場合、避難勧告を発令した場合、避難指示を発令した場合には放送します。
- （３）その他必要な情報を放送します。

#### 携帯電話へのメール

- （１）防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）
  - ア 避難所を開設した場合、避難準備情報を発令した場合、避難勧告を発令した場合、避難指示を発令した場合には送信します。
  - イ その他必要な防災情報を送信します。
  - ウ 緊急速報メールでは、緊急地震速報も気象庁から送信されます。

※ 防災情報メール：アドレスを市に登録してある方であれば、市外にいても受信できます。

※ 緊急速報メール：対応機種をお持ちの方で市内にいる方が受信できます。

#### **(4) 救出活動と医療救護**

家屋の下敷きなどにより救出活動が必要となる場合が予想されます。救出・救助班が中心となり協力して救出・救助にあたることが求められます。また、大規模な救出活動となる場合は、防災機関への救援要請をします。

負傷者のうち、軽傷者は可能であれば自主防災会本部で応急処置します。処置にあたり、看護師経験者等に応援を依頼しておくとうよいでしょう。

#### **(5) 消火活動**

地震による火災を防ぐには、各家庭における出火防止が一番大切ですが、発生したら協力して初期消火活動にあたるようにしましょう。消火班で消火ができない火災は、ただちに消防署などの防災機関に要請します。

地域で行う初期消火活動は火災の延焼を防止することが主な目的ですので、決して無理をしないように注意してください。消防団員や消防署員が到着したら、その指示に従います。

## (6) 避難誘導

避難する際は、非常持出品など必要最小限の物資・用品だけを持ち出し、軍手やヘルメット、厚底の靴などを身に着けたうごきやすい服装で避難するよう、地域住民に呼びかけましょう。

また、高齢者、子ども、負傷者などの避難を手助けし、寝たきりの人や身体の不自由な人など自力で避難できない人を、地域住民と協力して、リヤカーや車いすなどを活用して避難させてください。

班長は、安全な通行が可能な避難経路を選択し、地域住民を誘導してください。

- 地域一時避難所 ○○○自治会館
- 指定避難場所 ○○○公園
- 指定避難所 ○○○小学校(体育館)

### ※避難経路を考える際の留意点

- ・ 地震発生時に通行止になりそうな場所を事前に把握
- ・ がけ崩れなどが発生しそうな場所を事前に把握
- ・ 建物が倒れたり、橋が壊れるなどの被害が想定される場所を事前に把握
- ・ 火災発生時に延焼しやすい場所を事前に把握

## (7) 避難所運営

市の地域防災計画の定めにより避難所が設置され、被災者が利用しているときは、避難所管理者と連携し地域住民が主体となって避難所運営に努めましょう。

## 4 風水害時の活動

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められますが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能です。

したがって、風水害時の活動の内容については、避難後の行動等、前項の地震災害時の活動を基本とするほか、次のような事前行動が求められます。

### 風水害時の主な活動

#### 災害時の状況

#### 災害発生前

ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難準備情報や避難勧告・指示に備えて行動する。  
また、地域の災害状況(水位、土砂災害の前兆現象)に注意する。

#### 自主防災組織に期待される活動・役割

- ※ 早期の情報伝達・事前行動が必要
- ※ 土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市に通報する
- 住民への避難の呼びかけ
- 土嚢積み等、被害を抑える行動
- 災害時要援護者の避難支援

#### 災害発生

#### 災害発生直後

早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期である。  
また状況に応じて、水防活動、救出・救護を実施する。

- ※ 被害を抑えるための行動と避難所運営
- 水防活動
- 安否や被害についての情報収集
- 救出活動
- 負傷者の手当・搬送
- 避難所運営

#### ○情報の収集及び伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開

始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。  
なお、風水害時に伝達される災害情報については、次のようなものがあります。

#### ○ 気象庁・気象台が発表する情報

気象注意報（大雨や洪水、強風、雷、高潮等）

気象警報（大雨や洪水、暴風、高潮等）

そのほか河川管理者などからの情報にも注意する必要があります。

#### ○ 避難に関する情報

避難準備情報（要援護者避難情報）・避難勧告・指示

特に、風水害時の避難準備情報や避難勧告・指示の情報は、広報車等の音が雨音でかき消される等、避難勧告を確実に住民に伝わらない場合もあります。そのため、自主防災会が早目にこうした情報を住民に伝える必要があります。

### （2）避難及び避難所運営

風水害時の避難及び避難所運営については、特に被害の発生した地域によって、様々な状況が想定されるため、被害情報を正確に把握し、安全な避難経路での避難、避難所開設への行動が求められます。

#### 留意点

○ 浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがある。

○ 浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。

## (解説) 避難準備情報や避難勧告・指示について

「避難準備情報」とは、災害発生の危険性が高まった時に市町村が発する避難勧告等の一つとして、新たに加えられた情報です。この情報は、従来の「避難勧告」より前の段階で「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点に発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものです。

なお、避難準備情報や避難勧告・指示の内容は次のとおりです。

**表 避難準備情報や避難勧告・指示の内容**

発令情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

資料：内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成18年3月)

## 5 その他

### 防災知識の普及

地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及を行う。

#### (1) 普及事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応じた防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。

#### (2) 普及の方法

- ア 町内会だより、パンフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催

### 防災訓練の実施

#### (1) 訓練の種類と内容

- ア 情報の収集伝達訓練  
地域内の災害状況等の情報を正確かつ迅速に収集する。  
市や消防署の情報を住民に伝達する。
- イ 消火訓練  
消火器、水バケツ等の消火方法を習得する。
- ウ 避難訓練  
決められた避難場所まで安全に避難する。
- エ 救出救護訓練  
家屋の倒壊や落下等で負傷した人の救出活動及び応急手当の方法等の知識、技術を習得する。
- オ 給食給水訓練  
各家庭における非常食と飲料水の備蓄、確保  
配給食糧の配分及び炊きだし、給水が行えるよう訓練する。
- カ 地震体験訓練  
消防署で保有する起震車「川越なまず号」により実際の地震の揺れ方強さを体験する。
- キ 被害軽減のための事前処置  
住宅用火災警報器の設置や家具の固定  
また、救急講習の受講や定期的なAED取扱い訓練等に努める。

この標準的な防災計画例のほかに、地域の実情に合った実践的、具体的な

活動内容を定めることが大切です。地域の実態を把握し検討するためには、次のようなことに留意する必要があります。

ア 広場、空き地、公園などの一時的な避難場所として使用可能な箇所の状況

イ 壁、ブロック塀の危険箇所の状況

ウ 寝たきり老人や体の不自由な人の住まいと人数

エ 病院、医院、食品店等の配置状況

オ 消火栓、防火水槽等消防水利の配置状況

カ 井戸、受水槽などの配置状況

以上のようなことについて調査把握するとともに、それらを記名した一覧表や連絡網、それに地図を作成しておくとう便利です。更に、次のようなことについても検討しておけば、より実践的な活動計画になると思われます。

キ 地震時における本部の設置箇所や各班員の集合場所